

## Q950. 台風等の不可抗力の事態により社員が遅刻した場合、残業代にはどのように影響しますか？

台風等の不可抗力の事態により社員が遅刻した場合、現実に1日8時間又は1週40時間（特例措置対象事業場は44時間）を超える労働をさせていない限り、割増賃金（残業代）の支払義務は生じません。

例えば、台風により社員が2時間遅刻し、所定終業時刻後に2時間労働させたとしても、就業規則等で定めたりしていない限り、割増賃金（残業代）の支払義務は生じません。これは、夕刻の台風に備えて労働時間を繰り上げた場合も同様です。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成